

自主点検表(内航旅客船※)

※ 一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び内航一般不定期航路事業に用いる船舶

事業者情報	点検日時	令和8年7月2日		点検結果の関東運輸局への提出は不要となりました。 点検結果は記録として保存して下さい。	
	点検事業者名	(株)ラクスマリーナ		運航隻数 1 隻	点検隻数 1 隻
	点検責任者	職名 安全統括管理者	氏名 佐藤 敏郎		
	点検担当者	職名 運航管理者	氏名 坪田 哲也		

記入方法	(1)点検対象船舶が限定されている場合、【 】内に対象船舶を示しています。 (2)「点検結果」の欄から、実施の有無を選択してください。(実施した又は実施予定の場合は「はい」、実施していない場合は「いいえ」、設問に該当しない場合は「該当なし」を丸で囲んでください。)
------	---

重点事項	設問	点検結果
	1. 法令及び安全管理規程(特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況	
	① 安全管理規程に基づき、安全最優先との意識のもと、輸送の安全の確保を図っていますか。また、安全方針及び安全重点施策の策定や見直しを行っていますか。	はい
	② 安全統括管理者及び運航管理者を適切に選任・届出(解任した場合の解任届出を含む)していますか。	はい
	③ 船長及び運航管理者は、風速・波高等の気象海象情報を入手した上で、運航基準を遵守していますか。また、確認した気象海象の情報や運航の可否判断の結果は適切に記録していますか。	はい
	④ 係留索の使用、舷門の閉鎖などといった作業について、安全管理規程に規定されている作業基準を遵守していますか。また、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は自船の作業基準を具体的に認識していますか。	はい
	⑤ 年に一度、乗組員の健康状態を健康診断により確認していますか。	はい
	⑥ 配乗計画は、乗組員が労働時間の上限を超えて過重な労働になることはないかなど運航の安全性について検討を行い決定していますか。	はい
	【「いいえ」と回答した場合は事業年度末日も記載ください】 ⑦ 事業者情報や船舶情報などの安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、遅滞なく(1週間以内めど)地方運輸局等に報告していますか。	はい
		【いいえの場合記入】 事業年度の末日 月 日
	2. 安全に関する設備(旅客船ターミナル等を含む)の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況(特に、火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施)、荒天時の体制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)	点検結果
	① 救命胴衣等は、旅客自らが容易かつ迅速に取り出すことができる場所に備え付けられていますか。もしくは、乗船時に旅客に救命胴衣を着用させていますか。	はい
	② 【乗船時に救命胴衣を着用させていない場合】 旅客に対し救命胴衣等の格納場所、着用方法を掲示等により周知していますか。	はい
	③ 船舶に備え付ける救命設備(特に救命胴衣、救命浮器、救命いかだ、救命浮環等)は良好に保たれ、直ちに使用できる状態ですか。	はい
	④ 非常時における消火及び旅客の避難誘導を実施できるよう、操練や定期的な事故発生時対応訓練を実施していますか。	はい
	⑤ 消防設備は良好な状態ですか。(消火器の消火剤が有効期間内であるか、直ちに使用することができる場所に備え付けられているかなど。)	はい

重点事項	⑥ 運航管理者は、天候が悪化した際、適切な当直体制、気象海象等航行の安全確保のために必要な情報(錯のある船舶にあっては、走錨リスクの判断に必要な情報を含む。)を収集し、船長と共有していますか。	はい
	⑦ 操船業務開始前に、アルコール検知器を用いたアルコール検査を必ず実施し、検査結果を適切に記録していますか。	はい
	⑧ 設備や機器に不具合があった場合、その内容を速やかに運航管理者に報告する体制がとられていますか。	はい
	⑨ 船舶検査証書は有効期限内ですか。中間検査・臨時検査の受検期日は過ぎていませんか。	はい
	【フェリー、ROROのみ】 ⑩ 貨物の荷崩れなどを防止するため、固縛マニュアルの遵守、危険を回避する操船を実施していますか。また、これらについて乗組員への教育を実施していますか。	
	【シートベルト装着船のみ】 ⑪ 航行中、旅客にシートベルトの着用を促す放送等を実施していますか。	
	⑫ 【超高速船のみ】 流木、鯨類等の海洋生物情報の把握について現場への伝達が徹底されていますか。	
	⑬ 【一般旅客定期航路事業者で小型船(総トン数20トン未満の船舶)を用いる場合のみ(湖、沼、河川を除く。若しくは、沿海区域を航行する航海速力が8ノット以下を除く。)] 荒天時安全運航マニュアルを作成していますか。	
	⑭ 【危険物を運送する船舶のみ】 貨物を運送する荷主に対して、危険物がある場合は、危険物の荷送人から危険物明細書(コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。)が提出されるように周知を図っていますか。	
	⑮ 【旅客船(旅客定員13人以上の船舶)のみ】 船舶が揺れたときに家具や備品が動いて乗客に当たったり、床に落ちて乗客の転倒に繋がったりしないよう、家具や備品の移動防止対策は行われていますか。	はい
	⑯ 【装置を設置している船舶のみ】 救命いかだの架台の可動部及びシュータの格納投下装置が、錆や塗料の固着により作動に支障がないか等、製造者が推奨する定期点検を確実にしていますか。	はい
	⑰ 【装置を設置している船舶のみ】 救命いかたとシュータの使用方法について、乗組員は習熟していますか。	はい
	⑱ 【装置を設置している船舶のみ】 救命いかたとシュータの設置間隔はメーカーが推奨する設置間隔を満たしていますか。満たしていない場合は、シュータと救命いかだを投下する際、衝突させないための操作手順を表示していますか。	はい
	⑲ 【係留岸壁・栈橋を自社管理している場合】 岸壁・栈橋設備の保守点検を実施していますか。 【係留岸壁・栈橋を自社で管理していない場合】 係留施設に異常があった場合の対応方法を決めていますか(契約マリーナや施設管理者へ補修を依頼する等)	はい
	3. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認	点検結果
	① 安全管理規程(付属の事故処理基準等を含む)において定められている非常連絡表について、最新の情報に更新し、関係者に周知していますか。	はい
	② 津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、津波避難マニュアルを作成するなどの備えを行っていますか。	
	③ 【津波避難マニュアルを作成している場合のみ】 津波避難マニュアルに基づく津波避難訓練を実施していますか。	
	④ 安全管理規程において定められている通信設備は適切に保守管理していますか。また、陸上にいる運航管理者(補助者)と航行中の船舶は適切に通信できますか。	はい
	4. 不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	点検結果
	① 不審物・不審者を発見した場合の連絡通報体制等を整え、警戒を行っていますか。 (例:不審物発見の際の通報依頼に関する放送の実施、船内の巡視、乗下船口に配備された要員による警戒等)	はい
	② テロ発生等を想定した訓練は実施していますか。	はい

重点事項	5. 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況	点検結果
	① 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られていますか。	はい
	【定期航路事業者のみ】 ② 新型インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルを策定していますか。	はい
点検事項	設問	点検結果
	1. 発航前検査及び航海の安全確保、機関等の保守・整備・管理	
	① 発航前検査を実施するとともに、検査結果を適切に記録していますか。	はい
	② 機関メーカーが作成する保守点検や整備に関するマニュアルの点検項目に従い、目視確認、洗浄、部品交換等の整備を定期的実施していますか。	はい
	2. 船内巡視、船内点検	点検結果
	① 船内巡視または船内点検は、実施間隔、実施者及び実施経路を定め、適切に実施していますか。	はい
	【船員法適用船舶のみ】 ② 船内巡視または船内点検の記録簿を作成し、実施時間、実施場所、点検事項、実施結果等を記録していますか。	
	3. 操練、訓練等の実施	点検結果
	① 【船員法適用船舶のみ】 船員法に基づく各種操練を所定の期間ごとに実施していますか。	
	② 事故処理に関する訓練(安全管理規程で規定されている場合、避難港への出入港に関する訓練を含む。)を年1回以上実施していますか。また、実施結果を適切に記録していますか。	
	③ 非常脱出通路、昇降設備及び出入口の点検整備を実施していますか。	はい
	【船員法適用船舶のみ】 ④ 非常脱出通路、昇降設備及び出入口並びに消火器具置場に夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施していますか。また、夜光塗料は有効に機能(発光)していますか？	
	【旅客船(平水区域を航行区域とするものは、総トン数50トン以上の船舶に限る。)及び旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶のみ】 ⑤ 救命設備の使用方法及び海上における生存方法に関する手引書を食堂、休憩室その他の適当な場所に備え置いていますか。	
	【旅客船(平水区域を航行区域とするものは、総トン数50トン以上の船舶に限る。)及び旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶のみ】 ⑥ 非常配置表を船員室その他の適当な場所に掲示していますか。	
	4. 安全・衛生管理体制	点検結果
	① 【船員法適用船舶のみ】 安全・衛生管理に関する記録の作成を行っていますか。	
	② 【船員法適用船舶のみ】 安全衛生教育を実施していますか。	
	5. 旅客が遵守すべき事項	点検結果
	① 船長は、旅客が乗船している間、旅客の遵守事項を船内放送や掲示等により適切に周知徹底していますか。	はい
	【カーフェリーのみ】 ② 運航管理者及び船長は、車両甲板で下車する車両運転者に対しサイドブレーキを必ず確認するよう周知徹底していますか。	